

中小企業活性化計画への 意見を募集します!!

●パブリック・コメントとは

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）を求める手続のことをパブリック・コメントといいます。鞍手町では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を政策や条例などに反映させることにしています。また、提出された意見は鞍手町の考えとともに公表を行います。

●計画案の公表期間

10月15日（月）から11月14日（水）まで

●提出方法は？

▽指定の様式で提出
公共施設に備え付けている指定の様式に必要な事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 役場地域振興課窓口への持参
- ② 郵便・ファックス

*指定の様式を利用できない場合は、
①住所、②氏名、③連絡先、④提出日、⑤意見を明記した用紙を提出してください。

▽町ホームページから提出

パソコン・スマートフォンなどから意見の提出ができるよう、町ホームページには『パブリック・コメント専用フォーム』を設置していますのでご利用ください。

▽町ホームページ
<http://www.town.kurate.lg.jp>

●計画案の情報入手方法は？
多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。
▽公表場所＝役場、中央公民館、くらしの郷
▽町ホームページ



●問い合わせ・提出先

役場地域振興課地域振興係
☎ 42局2111番、FAX: 42局5693番まで



鞍手町中小企業活性化計画とは？【担当：地域振興課地域振興係】

地域の企業や町、商工会、金融機関、地域住民が一体となって、持続可能な地域経済の構築と活気あるまちづくりに取り組むための計画です。

意見募集期間

10月15日(月)～11月14日(水)

パブリック・コメントの流れ

計画案の審議



計画案の公表

公表内容
▽「鞍手町中小企業活性化計画」の案

入手方法
▽役場、中央公民館、くらしの郷での閲覧
▽町ホームページ



意見の募集
(原則30日間程度)
住民のみなさんからの意見を募集・受付

意見の提出方法
郵送・持参・FAX・専用フォームなど



意見を考慮し、計画案を決定

寄せられた意見の概要・町の考え方の公表

公表内容

▽意見の概要
▽意見に対する町の考え方

入手方法

▽役場、中央公民館、くらしの郷での閲覧
▽町ホームページ